第25期 第13回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年６月27日

　　至　令和６年６月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第13回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年6月27日（木）13時30分、第13回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程
日程第1　　議事録署名委員の指名
日程第2　　会期の決定
日程第3　　報告第1号　　現況証明願による専決処分について
日程第4　　議案第1号　　現況証明願について
日程第5　　議案第2号　　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6　　議案第3号　　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7　　議案第4号　　農用地利用集積計画の決定について
日程第8　　議案第5号　　現地調査委員の指名について
日程第9　　その他　諸報告

2　応招委員　　1番　茶木　義行　委員　　2番　安宅　一夫　委員　　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　　輝　委員　　6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　欠席委員　　5番　佐々木　珠惠　委員

5　事務局出席者　　事務局長　橋本　征紀　　事務局次長　山田　孝博　　主査　佐野　央馬
主任　石川　正人　　主事　上野　礼

（開会宣言　　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により6番　佐藤委員、1番　茶木委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和6年6月27日、本日1日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第1号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第1号現況証明願による専決処分について提案理由ご説明いたします。

番号1、場所は[redacted]外1筆で、合計面積は454㎡であり、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年5月15日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。

番号2、場所は[redacted]外1筆で、合計面積は2,527㎡であり、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏外3名であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年5月28日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。

番号3、場所は[redacted]外2筆で、合計面積は1,379㎡であり、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年6月10日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。

番号4、場所は[redacted]外2筆で、合計面積は1,077㎡であり、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年6月10日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:議案第１号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第1号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第1号現況証明願いについて提案理由をご説明いたします。

今回は2件の願出が出されております。

番号1、願出地は[redacted]外4筆で、合計面積は9,769㎡であり、所有者は現在お亡くなりになられており、法定相続人の一人である[redacted]氏から願出がありました。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年6月18日に安宅委員、佐々木委員、坂本委員の3名にて現地調査委員会を開催しております。

番号2、願出地は[redacted]外1筆で、合計面積は6,253㎡であり、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であります。申請目的は、地目変更登記のためであり、令和6年6月18日に安宅委員、佐々木委員、坂本委員の3名にて

現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、坂本委員長　より調査結果の報告をお願い致します。

坂本委員　令和6年6月18日、現況証明願による現地調査を安宅委員、佐々木委員、私の3名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、法定相続人である[redacted]氏願出地でございますが、場所は[redacted]地区で、[redacted]線を[redacted]方面へ進んだ後、[redacted]線を570m北東に進み、道央自動車道を横断した先の右手にある土地でございます。

この土地は、平成23年度に非農地通知が発出されており、現在も耕作されておらず、土地の形状や周囲の状況などから農地性は低いと判断したことから、「非農地」と認定いたしました。

番号2、[redacted]氏願出地、所有者は[redacted]氏でございます。場所は[redacted]地区で、[redacted]線を[redacted]方面に進んだ後、[redacted]線を480m北西に進んだ先にある土地でございます。この土地は、平成20年度に非農地通知が発出されており、現在も耕作されておらず、土地の形状や周囲の状況などから農地性は低いと判断したことから、「非農地」と認定いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第1号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第1号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第5：議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事務局　議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について提案理由をご説明いたします。

今回は、1件の申請が出されております。

番号1、申請地は[redacted]外7筆で面積は57,393.44㎡であり、貸主は[redacted]の[redacted]氏、借主は息子である[redacted]の[redacted]氏であります。権利移転の目的は、親子間の経営移譲のための使用貸借契約ということで、今回の申請が上がっております。令和6年5月19日には地区担当委員である、佐藤委員、三戸委員、坂本委員の3名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、佐藤委員長より調査結果を報告願います。

佐藤委員　令和6年6月19日、農地法第3条許可申請による現地調査を三戸委員、坂本委員、私の3名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、貸主　[redacted]氏、借主　[redacted]氏による申請ですが、経営移譲による使用貸借契約であり、許可申請書等を確認し、借主である[redacted]氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第2号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第2号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第6：議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局

から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第３号農地法第５条の規定による許可申請について、提案理由をご説明いたします。
今回は、１件の申請が出されております。
番号１、申請地は[redacted]外２筆で、合計面積は 19,040 ㎡であり、貸主は[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏の３名であり、借主は[redacted]氏であります。権利移転の内容は、ゴルフトーナメント来場者臨時駐車場に伴う一時転用であり、転用期間は令和６年９月９日から令和６年９月 15 日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第３号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第３号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第７：議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」＞

議　　長　議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第４号農用地利用集積計画の決定について、提案理由をご説明いたします。
今回は、振興公社を経由した新規の契約２件となっております。
内容につきましては議案書を事前に配布しておりますので、説明を省略いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、宮北委員が議事参与の制限の対象となりますので、退席願います。暫時休憩いたします。
（宮北委員退席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。この土地に関しては、転作田となっておりますが、令和８年までに水張等しなければ転作の対象から外れてしまうということですが、今の時点で転作田１万円の賃料となっておりますが、その後の検討はどうなっていますか。わかれば教えて下さい。

事　務　局　賃料については、１万円ということで宮北牧場さんでは牧草での水張を行うことを確認しております。

議　　長　ほかに何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第４号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第４号は、提案のとおり決定いたしました。ここで宮北委員の除斥を解きます。暫時休憩いたします。
（宮北委員着席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。議案第４号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第８：議案第５号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第５号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第５条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として６番　佐藤委員、１番　茶木委員、推進委員の調査委員として田村委員、調査補充委員として、農業委員は２番　安宅委員、推進委員は塚本委員を指名いたします。

＜日程第９：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。１点目、次回の第 14 回農業委員会総会につきましては、令和６年７月

29 日月曜日、午後 1 時 30 分から北広島市役所 5 階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2 点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、6 月 26 日に一般社団法人北海道農業会議第 97 回総会に会長が出席しております。また、本日の午前中に公益財団法人道央農業振興公社定時評議員会に同じく会長が出席しております。3 点目、次回現地調査委員の日程につきましては、7 月 19 日金曜日午後 1 時 00 分より行いたいと思います。先ほど指名のあった各調査委員及び補充調査委員につきましては、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第 13 回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14　時 30 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名